

八王子市の農林業と 農業委員会の概要



平成23年 9月

八王子市産業振興部農林課
八王子市農業委員会事務局

目 次

ページ

八王子市の概要	1
農業の概況	2
地区別の特色	2
1 農家戸数の推移	4
2 地区別農家戸数	5
3 販売農家人口（男女別・年齢別）	5
4 耕地面積の推移	5
5 農業産出額（平成20年）	5
6 主要農作物作付面積及び収穫量の推移	6
7 家畜・家きん飼育頭羽数及び戸数の推移	6
8 花卉の作付（収穫）面積及び出荷量の推移	7
9 養蚕農家戸数の推移	7
10 品目別各種順位	8
11 農業振興地域	8
12 生産緑地の状況	9
農業振興施策の概要	10
1 農業の振興	10
（1）環境保全型農業推進事業	10
（2）地域農業活性化事業	11
（3）農作物の獣害防止対策	11
（4）道の駅八王子滝山	12
（5）地場農産物の生産振興	13
（6）援農ボランティア	13
（7）農家直営農園開設整備	13
（8）その他の農業振興事業	14
2 農業と市民とのふれあい	14
（1）市民農園開設整備事業	14
（2）ひよどり山農園開設整備事業	14
（3）あさがお市事業	15
（4）農業体験事業	15
（5）農林畜産物品評会負担金	16
3 農業生産基盤等の管理・整備	17
（1）農村環境改善センターの維持管理事業	17
（2）生産基盤整備事業の実績	18
その他の農業関係施策の概要	20
1 食肉処理場	20
2 水産業	20

農業委員会の組織と活動	21
1 沿革	21
2 委員会の構成	21
3 委員会の役割	21
4 委員選挙人名簿登載者数	22
5 委員会の活動	22
(1) 農地関係	22
農地の権利移動・転用審査業務	22
生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の交付状況	22
生産緑地買取申出状況	23
相続税納税猶予適格者証明書交付状況	23
納税猶予3年毎調査	23
納税猶予19年目調査	23
国有農地等管理状況	24
国有農地諸手続件数	24
登記官及び裁判所照会件数	25
農地相談件数	25
(2) 農政関係	26
建議・意見等	26
農業者年金業務	26
農業委員会だより	27
農業委員会総会及び農業委員会各委員会	27
農業委員活動記録	28
八王子市農業経営者クラブ年間事業	29
林業の概況	30
1 市内森林面積の所有形態	30
2 森林整備計画の策定	31
林業施策の概要	32
1 民有林の振興	32
(1) 林道維持管理	32
(2) 下刈事業補助金	32
(3) 間伐事業補助金	32
(4) 造林事業補助金	32
(5) その他の民有林振興事業	33
2 森林管理巡視	33
3 森林再生	33
4 枝打ち	33
5 色彩豊かな森事業	33

6	市行造林の管理	34
7	市有林の管理	35
8	林道・作業道整備の実績	35
9	特殊林産の振興	36
10	八王子の森林（H22.3.31現在）	36
	農林業関係機関及び団体（H22.6.24現在）	37
1	八王子市農業協同組合	37
2	東京都農業振興事務所南多摩農業改良普及センター	38
3	農業関係団体	38
4	林業関係団体	40
5	農業用水管理代表者	41

八王子市の概要

八王子市は、明治22年4月17日町制施行（神奈川県南多摩郡八王子町）と同時に誕生し、明治26年4月1日には東京府（現東京都）に編入され、大正6年9月1日の市制施行により“八王子市”になり、当時の人口は42,043人でしたが、昭和16年10月1日小宮町の編入を機に、昭和年間に浅川・恩方地区など8か町村を合併し、平成23年9月1日現在、面積は186.31km²、人口は55,818人（住民基本台帳人口）を有し、多摩地区の中核都市で21の大学等を抱えた学園都市として発展を続けています。

東京都心から西へ約40km、新宿から電車で約40分の距離に位置しており、地形は概ね盆地状で、北・西・南は海拔200mから800mほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

八王子の由来

延喜16年（西暦916年）^{けごんぼさつ}華嚴菩薩という名僧が現在の元八王子の城山のふもとに庵を建て、^{こず}牛頭天王と8人の王子をまつり、八王子権現と称したのが“八王子”という名のおこりだという伝説があります。

そして元龜3年～天正6年のころ（1572年～1578年）滝山城主・北条氏照が、この山に城を移し、その守護神として八王子権現をまつり、城を八王子城と呼んだのが、八王子という地名の由来であるといわれています。

市の木（イチョウ）

追分交差点から高尾駅までの甲州街道に、768本のイチョウ並木が続いています。これは、昭和2年（1927年）に多摩御陵（武蔵陵墓地）の造営を機に植えられ、市制60周年を記念して昭和51年（1976年）に選ばれました。

市の花（ヤマユリ）

ヤマユリは、日本特産の種類で香りが強いことで有名です。毎年7月ころ花を咲かせ、高尾や陣馬の山々などで見ることができます。

市制60周年を記念して昭和51年（1976年）に選ばれました。

市の鳥（オオルリ）

オオルリは、高尾や陣馬の山々の溪流沿いなどで夏場になると見られる渡り鳥です。オスの体色は鮮やかな青色で声も美しく響きます。市制75周年を記念して平成3年（1991年）に選ばれました。

農業の概況

本市では、近年の急激な都市化の進展が農業に与えた影響はきわめて大きく大小さまざまな住宅団地の建設や工場・住宅用地への転用が相次ぎ、急激な農用地の減少がスプロール現象となってあらわれ、しかもこれらの影響が農家構造にも大きく作用し、経営面積の縮小と兼業化への移行、若年労働者の他分野への流出を余儀なくさせ、農業後継者をはじめとする担い手の確保と育成が大きな課題となっています。



しかし、元来、気候温暖にして豊かな自然の恵みを受けて、肥沃な土壌は農耕に適しており、大消費地を抱えた地場産のメリットを生かして意欲的な経営に取り組む農家も多くみられます。

このような状況下において本市では、新鮮で安心・安全な農産物を市民へ供給すること、また、都市の防災機能、緑地として生活に潤いを与える場所を提供することなど、都市農業の持つ重要性に着目し、都市計画法等の土地利用政策との調整をはかりながら農業生産基盤としての農地の保全に努め、魅力と活力ある産業として再生し、「市民」「農業者」「市（行政）」それぞれが役割を持ち、しっかりと手を結ぶことで市民生活に一層貢献できるよう活動しています。

近年、生産・出荷体制は、農業者組織による市場出荷に加え、多品目少量生産によるスーパーや生協などとの契約出荷、JA八王子直売所や庭先販売などの直売方式への転換が見られます。また、平成19年4月1日にオープンした「道の駅八王子滝山」に大型直売所『ファーム滝山』を併設し地元の農畜産物を提供できる体制を確立し、なお一層の地産地消を推進しています。また、酪農を中心とした畜産経営も行われています。

女性農業者の団体「ぷりんせすマーケット」による直売“^{いち}市”の活動は、生産や流通においての、農業者同士の連携、消費者との「交流」への自主的な取り組みに結びついています。本市ではこうした農業者自身の自立した動きを大いに支援しています。

【地区別の特徴】

八王子の農業は、かつては水稲・養蚕・いも類が中心でしたが、近年は市民の農業に対する意識の高まりやニーズに応えるため、都市農業の持つ多面的機能を発揮した農業が営まれており、各地区には以下のような特徴がみられます。

八王子地区

市の中心部に位置するこの地区は、全域が市街化区域ですが、石川・大谷・宇津木地区には優良な農地が広がっており、三宅島の方々が噴火により避難し、働いていた「元気農場」もこの地区にありました。

隣接する多摩動物園の飼料生産を行っていた東京都の土地を借りて、新しいタイプの市民農園（1区画20㎡と30㎡）を20年度から22年度までの3年間で600区画を整備しました。

また、施設を利用したトマト・なす・ほうれんそう・きゅうりなどの栽培が盛んで、北部の平地地区では椎茸の生産も行われています。

平成13年には大和田町にJA八王子が地元産農産物の販売を中心にした直売所「ふれあい市場^{しじょう}」を開設し好評を得ています。

加住地区

多摩川と秋川の合流点、あきる野市との境の高月町では東京都で一番広い水田が広がり、野菜・畜産・椎茸などとの複合経営が特徴です。

特に、TOKYO-Xという豚肉のブランド品の生産や合鴨を利用した稲作、花卉の生産など意欲的な取り組みが見られます。

営農集団では、地域特産品として減農薬の米の生産と販売に積極的に取り組んでいます。

また、滝山街道沿いには両脇にまだ若干の農地が残り、なす、とうもろこし、ほうれんそうなどの野菜や梨、畜産、花卉栽培も行われています。

平成19年には、都内初となる「道の駅八王子滝山」がオープンし、毎年100万人を超える来場者を数え、『八王子の新名所』として連日大変なにぎわいをみせています。併設の大型農産物直売所『ファーム滝山』では、新鮮で安心、安全な地場農畜産物を市民等に提供しています。



川口地区

楢原・犬目地区は、平坦で優良な農地があり、トマト・ほうれんそう・きゅうりなどを生産し、JA八王子の園芸センター（犬目町）では、朝取りの新鮮な野菜や卵、植木などの直売を行っています。

また、上川地区ではじゃがいもの掘取りや野菜の直売も行っています。

元八王子地区

野菜、椎茸、花卉などを中心に栽培している地区で、かつて養蚕農家が多く点在したこともあり、所々に桑畑が見られるが、現在養蚕農家はありません。

恩方地区

中山間地で耕地も狭く傾斜地も多いことから、観光農業としてのりんご狩りや、ブルーベリーの摘み取りが盛んで、ジャムの加工販売にも取り組んでいる地域です。また、シクラメン・ランなど花卉の生産（直売）も行われています。



浅川・由井・横山地区

小比企の丘陵地にまとまった畑があり、だいこん・かぶ・小松菜・きゅうり・トマト・なす・白菜などが栽培され、減農薬など環境に配慮した農業に積極的に取り組んでいます。

販売方法として個人で市場出荷・直売が多いものの



個人で生協・スーパー等の契約販売等もみられます。養豚や花卉栽培なども盛んで、規模の大きな酪農家ではヨーグルト加工・販売なども行っています。

由木地区

多摩ニュータウンの開発に伴い急速に農地が減少し、市内で最も都市化が進んでいる地区ですが、若い農業後継者が多く、ほうれんそうや小松菜などの野菜や花卉、椎茸などを中心に多種多様の農業が営まれています。しかし、南多摩の酪農発祥の地と言われたこの地域ですが、現在の酪農農家はわずか3軒です。



1 農家戸数の推移

年次	農家数(戸)			
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業(内自給的農家)
昭和60年	2,730	239	290	2,201 (-)
平成 2年	2,168	96	212	1,860 (961)
平成 7年	1,715	155	131	1,429 (827)
平成12年	1,529	163	90	1,276 (794)
平成17年	1,435	190	51	1,194 (856)
平成22年	1,320	178	58	1,084 (829)
平成22年東京都 合計	13,099	2,251	1,077	9,771

(2010年農林業センサス)

農家とは・・・ 10a以上の経営耕地面積を有する農業を営む世帯及び農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(昭和60年センサスからの定義)

専業農家とは・・・ 世帯員中に兼業従事者が一人もいない農家

兼業農家とは・・・ 世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家

第1種兼業農家とは・農業所得を主とする兼業農家

第2種兼業農家とは・農業所得を従とする兼業農家

自給的農家とは・・・ 経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が調査期日前1年間で50万円未満である農家

2 地区別農家戸数

(単位:戸)

		八王子	横山	浅川	元八王子	恩方	川口	加住	由井	由木	計
農家戸数	平成17年	205	86	57	148	215	225	206	130	163	1,435
	平成22年	183	71	56	135	198	217	184	122	154	1,320
販売農家戸数	平成17年	96	29	8	58	77	81	109	66	55	579
	平成22年	78	20	7	43	70	76	98	54	45	491

(2010年農林業センサス)

3 販売農家人口(男女別・年齢別)

(単位:人)

年次	総数	男				女			
		総数	0~29歳	30~59歳	60歳以上	総数	0~29歳	30~59歳	60歳以上
平成17年	2,290	1,170	306	418	446	1,120	286	361	473
平成22年	1,807	910	206	316	388	897	201	286	410

(2010年農林業センサス)

4 耕地面積の推移

(単位:ha)

年次	耕地面積	田耕地面積	畑耕地面積
平成12年	957	83	874
平成17年	933	73	860
平成22年	855	62	793

(農林水産省ホームページ)

5 農業産出額(平成21年)

(単位:100万円)

区分	計	耕種				
		米	野菜	果実	花卉	その他
八王子市	2,790	40	2,480	200	70	0
東京都	30,780	170	20,560	4,530	4,500	1,020

(東京都農作物生産状況調査結果報告書)



6 主要農作物作付面積及び収穫量の推移

(単位:作付面積ha・収穫量t)

区分	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
水 稲	44	179	51	191	43	182	42	172
かんしょ	15	287	12	160	20	335	20	343
だいこん	44	1,890	34	1,714	43	1,884	41	1,824
か ぶ	27	702	19	444	25	646	23	594
ばれいしょ	33	675	34	470	41	840	41	846
はくさい	14	691	18	575	18	854	18	880
こまつな	40	760	35	741	46	886	48	740
キャベツ	19	871	15	465	17	744	17	760
ほうれんそう	73	890	45	468	44	516	44	520
ね ぎ	14	302	22	307	21	433	22	463
な す	17	386	21	388	22	1,778	18	1,436
ト マ ト	12	437	20	655	16	1,144	16	1,146
スイートコーン	31	290	24	189	30	284	30	283
い ち ご	4	38	2	14	1	14	2	29

(18・19年は多摩の農業統計・20年以降は東京都農作物生産状況調査結果報告書)



7 家畜・家きん飼育頭羽数及び戸数の推移

(各年12月末日現在)

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
平成20年	16	612	5	115	2	263	11	20,300
平成21年	15	603	7	108	2	217	12	20,620
平成22年	14	525	5	103	2	230	9	19,770

(農林課調べ)

8 花卉の作付（収穫）面積及び出荷量の推移

（単位：作付面積a、収穫面積a、花壇用苗もの類収穫量千本、鉢もの類収穫量千鉢）

区分		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
		作収面	付穫積 出荷量	作収面	付穫積 出荷量	作収面	付穫積 出荷量	作収面	付穫積 出荷量
花壇用 苗もの	露地	19	36	185	347	80	167	53	129
	施設	107	397						
	計	126	433						
鉢もの	露地	12	18	190	199	119	337	117	94
	施設	130	176						
	計	142	194						

（多摩の農業統計・18年、19年以降は東京都農作物生産状況調査結果報告書）



9 養蚕農家戸数の推移

かつては「桑の都・八王子」と言われていましたが、現在では加住地区に残っているだけです。

区分	養蚕農家戸数	掃立箱数(箱)	上繭収量(kg)
平成18年度	2	5.5	247.9
平成19年度	2	5.0	237.8
平成20年度	2	5.0	241.3
平成21年度	2	4.5	190.8
平成22年度	2	4.5	218.6

かいこ

（JA八王子調べ）

単位：掃立箱数 1箱・・・蚕の卵20,000粒

収繭量・・・繭から引き出される糸の量

10 品目別各種順位

(平成21年)

区分	産出額及び構成比(%)		野菜作付面積(ha)		果樹結果樹面積(ha)	
	品目	構成比	品目	面積	品目	面積
1	トマト	17	こまつな	48	くり	103
2	こまつな	9	ほうれんそう	44	うめ	43
3	なす	8	だいこん	42	ブルーベリー	13
4	ほうれんそう	6	ばれいしょ	41	日本なし	2
5	だいこん	4	とうもろこし	30	キウイフルーツ	2

(東京都農作物生産状況調査結果報告書)

畜産除く

11 農業振興地域

昭和30年代から始まった経済の高度成長に伴い都市地域への人口集中や工業開発・交通網の整備等が進むなかで、農地の宅地化や工業用地化などが無秩序に行われたり、都市公害など農業に好ましくない問題が、都市周辺から農村部へ波及するようになってきました。このため農業の振興を図る地域を明らかにして、これを保全、形成するとともに、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用を図ることを目的として、農業振興地域制度が作られました。

法律名は「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年施行。50年、59年、平成11年及び19年に一部改正)で一般に農振法と呼ばれています。

地域指定・認可等の経過(指定・認可権者;東京都知事)

農業振興地域指定年月日 昭和48年4月6日

同 整備計画認可年月日 昭和49年6月8日

特別管理地域指定年月日 昭和57年9月6日

新農業振興地域整備計画認可年月日 昭和59年5月30日

農業振興地域の概要

(単位:ha)

区分	農地				森林原野	その他	計
	田	畑	樹園地	計			
農業振興地域(A)	34.00	129.95	86.85	250.80	3,534.00	260.20	4,045.00
農用地区域(B)	17.42	49.82	29.37	96.61	0	1.92	98.53
(B)/(A)	51.2%	38.3%	33.8%	38.5%	0	0.7%	2.4%

(平成22年3月31日現在)

その他とは・・・混牧林地及び農業用施設用地

混牧林地とは・・・主として木竹の生育に利用されるもので、従として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の用に供する土地

農業用施設用地とは・・・温室、蚕室、種苗貯蔵施設、たい肥舎、畜舎、農機具収納施設、農畜産物の生産・集出荷・調整・貯蔵施設、農業生産資材の貯蔵・保管施設の用地

1 2 生産緑地の状況

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的・永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度です。

	地区数	面積 (ha)
平成19年 2月23日	1,192	269.43
平成19年11月28日	1,174	265.60
平成20年11月28日	1,164	262.45
平成21年12月 1日	1,154	259.68
平成22年11月22日	1,146	256.05

(都市計画室調べ)



農業振興施策の概要

1 農業の振興

(1) 環境保全型農業推進事業

市内農家に環境保全型の農業用資材購入費の一部を助成し、減農薬栽培及びゴミを出さない環境に配慮した栽培を推進し、消費者に安全安心野菜を届けると共に地場農産物の普及を図った。

(2) 地域農業活性化事業

本市では、地域農業の実情に即して、担い手や後継者の育成確保に向けて、総合的な活動を農業関係機関・団体との連携により推進しています。

農業基本構想に基づき、中心的な担い手である認定農業者を育成・支援することにより地域農業の活性化を図りました。



実施内容	実施回数	実施日等	のべ参加人数等
経営・生産対策推進会議	1回	平成23年2月9日	13名
認定農業者		平成22年度(認定60名)	93経営体

(注) 認定農業者とは・・・

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者が作成した農業経営改善計画を市町村が地域農業の将来目標を農業経営基盤強化促進法に基づいて定めた「基本構想」に照らして認定して、支援していこうとする制度です。

認定農業者には、農業経営の合理化を図るために、農業委員会等による農用地の利用の集積の支援、株式会社日本政策金融公庫等からの低利融資の配慮、経営管理等に関する研修の実施などの措置が講じられます。

(3) 農作物の獣害防止対策

有害獣の動向調査・追い払い・駆除を行い、農作物被害の軽減を図りました。

農林課専従のパトロール員が被害地域での防除指導を行ったほか、ボランティアによる追い払い駆除隊が農作物被害の対策として、追い払い活動などを行いました。



区 分		平成22年度の事業内容	
ボランティアによる獣害防止対策		野生獣の 追い払い駆除	(組織名)八王子市追い払い駆除隊 (人員)42名体制 (出動日数)351日
獣害 防止 対策	サル発信機装着業務委託	サル発信機装着	(発信機装着数) 4機
	サル追い払い等業務委託	サル追い払い	(委託日数) 330日
	防除費用補助金交付	電気柵等	防除柵の設置費用の1/2(限度5万円)補助 23件

捕獲頭数一覧表

(単位:頭数)

	イノシシ	サル	アナグマ	アライグマ	ハクビシン	タヌキ	計
平成14年度	74	8	3	0	4	-	89
平成15年度	90	33	20	3	60	-	206
平成16年度	180	34	45	21	83	-	363
平成17年度	111	20	27	28	94	-	280
平成18年度	191	49	52	30	173	-	495
平成19年度	68	16	47	46	124	-	301
平成20年度	100	26	69	46	117	-	358
平成21年度	142	21	75	81	167	-	486
平成22年度	95	20	44	78	123	146	506
計	1051	227	382	333	945	146	3084

(4) 道の駅八王子滝山



1. 事業目的

一般道路利用者に対し、良好な休憩の場及び地域情報を提供するとともに、地場産品の販売、飲食の提供等を通じて、消費者の「食」に対する安全・安心への要求に応え、農業をはじめとする地域産業の安定を図り、かつ、市民と道路利用者との交流による活力ある地域社会の創造に資するため、平成19年4月、都内初となる「道の駅」を整備しました。

2. 整備効果

施設では、毎年100万人を超える来場者を迎え八王子の新名所の一つとして、着実にその名を馳せているところです。利用者アンケートによると、利用目的の1位が「野菜の購入」続いて「食事」「トイレ」となっており地産地消の一翼を担っています。また、週末を中心に体験教室、物産展、コンサートなどの各種イベントが開催され賑わいをみせています。

施設概要

区 分	内 容	
施 設 名	道の駅八王子滝山	
所 在 地	八王子市滝山町一丁目592-2	
電 話	042-696-1201	
開 設 年 月 日	平成19年4月1日	
敷 地 面 積	10,404㎡	
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建 約1,300㎡	
施 設	地域振興施設（農作物直売所）	479.2500㎡
	地域交流施設（交流ホール）	459.2789㎡
	地域振興施設（飲食スペース）	299.7500㎡

駐 車 場	本体駐車場 第2駐車場	大型車5台、普通車55台、身障者用2台（24時間利用可能） 大型車4台、普通車41台
防 災 設 備	40 t 防火水槽、防災倉庫（備蓄品含む）、手漕式簡易井戸を設置	
営 業 時 間	午前9時～午後9時	
管理委託団体	株式会社ウェイザ・日本道路興運株式会社連合体	
備 考	20名程度までの会議室と作品の展示や商品の展示等に地域交流ホールをご利用いただけます。予約の申し込みはお電話(696-1201)にて	

3. 農産物直売所

施設の中核ともいえる、道の駅八王子滝山農産物直売所（ファーム滝山）では、市内農家数167名（H23.11月現在）から出荷される地場産農畜産物や地場産の食材を使った乳製品、アイス等を販売しています。

直売所の農畜産物は、地場産が約6割を占め、商品の補充を迅速に行うため、パソコンや携帯電話で出荷者へ売れ行き情報を提供しており、品切れが発生しないよう追加出荷に役立てています。また、消費者の「食」に対する安全・安心への要望に対応するため、陳列台に設置してあるモニターに商品のバーコードをかざすことで、生産者の顔写真やコメントが表示され「顔が見える販売」となっており、好評を得ております。

（5）地場農産物の生産振興

市内農家に対して、農業経営の安定及び地域住民へ新鮮野菜の提供を推進することから栽培施設整備の補助を行い、品揃えの充実や端境期における生産拡大を図った。

都市農業経営パワーアップ事業補助金

年度	事業内訳	農家数
22	パイプハウス11棟、鉄骨ハウス2棟、暖房機2基	11
23	イージハウス8棟、パイプハウス8棟、鉄骨ハウス3連棟、灌水施設1基	9
	合 計	20

（6）援農ボランティア

農業に関心を持つ一般市民が、農家での農作業の手助けを行うことにより、担い手不足や高齢化による遊休農地の増加抑制対策と、市民の農業体験の場として農家、市民の両者を結びつけた。

平成20年度：派遣農家・7軒 市民ボランティア・11名

平成21年度：派遣農家・17軒 市民ボランティア・54名

平成22年度：派遣農家・8軒 市民ボランティア・19名

平成23年度：派遣農家・11軒 市民ボランティア・24名（23.11.1現在）

（7）農家直営農園開設整備

特定農地貸付法が改正され、農家や農地所有者が自ら農園を開設することができるようになったことから、農園の開設に必要な施設の設置費や農機具の購入費等、整備に要する費用の一部を補

助し、農家や農地所有者に農園の開設を推奨していくことにより、新たな農業経営の一つとして確立させていくとともに、農地の有効利用と遊休農地の解消を図ろうとするもので、これまでに11農園が開園したことにより、25,584㎡の遊休農地が解消されました。

(8) その他の農業振興事業

事業名	事業の概要
東京都農業会議 東京都土地改良団体 連合会負担金	東京都農業会議・東京都土地改良団体連合会の業務目的に賛同し、賛助員・会員拠出金を負担することにより、都市農業の発展を支えました。
生産緑地の保全管理	生産緑地における買取りの申出の相談・受付、公共施設の設置、一時使用の相談・届出の受理を行いました。 また、市内の生産緑地の現地確認等を実施し保全管理に努めました。

2 農業と市民とのふれあい

(1) 市民農園開設整備事業

市民の健全な余暇利用として、野菜の栽培を通じ、家族ぐるみで土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培う憩いの場を提供することを目的に、昭和49年度から市民農園を開設しています。



(平成23年4月1日現在)

	農園名	所在地	面積(㎡)	区画数
1	散田	散田町4-12(4-316-9)	800	58
2	諏訪	諏訪町386	1,325	56
3	緑町	緑町445-1の内、446-1の内	734	45
4	寺田	寺田町1113	1,774	106
5	越野	越野25-8	704	36
6	東中野	東中野1502、1503の内	621	57
7	由木	下柚木2-19-19	772	51
8	久保山	久保山町1-33-1、1-33-2	1,857	95
	合計		8,587	504

(2) ひよどり山農園開設整備事業

東京都の所有地で、今まで多摩動物公園の動物用飼料供給の場として栽培を行ってきました都立小宮公園に隣接する大谷町の跡地の一部、約28,500㎡を東京都から借り受け、農業公園的要素をもつ施設を開設し、緑の保全と市民及び都内在住者の憩いの場を確保することを目的とし、農園として利用に供するものです。

また、ひよどり山農園には以前より市民農園利用者から要望のありました、駐車場、トイレ、水道施設等を設置し、利用者の利便を図っております。

(3) あさがお市事業

JA八王子・JA八王子朝顔クラブの主催で平成13年度から始まった事業で、市内農家で生産された「あさがお」をJR八王子駅北口西放射線ユーロードにて展示・販売しました。平成14年度の「第2回あさがお市」からは、実行委員会が主催し「八王子・夏の風物市」として定着しています。



区 分	平成20年度	21年度	22年度
開 催 日	7月5日(土)・6日(日)	7月4日(土)・5日(日)	7月3日(土)・4日(日)
販売鉢数	1,150	1,050	850

(4) 農業体験事業

農業に関心のある市民を募り農業に触れ合う場を提供し、年間を通じた本格的な農作業体験等を行うことにより、健全な余暇利用ができ、また、農家と市民との交流の促進と都市農業に対する理解を得ることを目的に各種の事業を行いました。

22年度農業体験	実施場所	実施日	作業等内容	参加人員
農業ツアー	上恩方町 他	7月31日	野菜やミニひまわりの収穫体験	13家族26名
大根作り体験	小比企町	8月21日	種まき	15家族36名
		9月18日	間引き	14家族29名
		10月23日	収 穫	10家族21名

21年度農業体験	実施場所	実施日	作業等内容	参加人員
農業ツアー 中止	8月 5日実施予定が、台風9号の影響により前日に中止			
さつまいも掘り	上 川 町	10月17日	収 穫	49家族161名



農業体験ツアー（長沼町）

摘み取ったばかりのミニひまわりをラッピング



大根作り体験（小比企町）

種まきから2か月、待望の収穫です！

（５）農林畜産物品評会負担金

第24回JA八王子農業祭（平成22年11月13日・14日：富士森公園）の中で開催された「農林畜産物品評会」の経費を負担し、市内産農林畜産物を広く市民に紹介するとともに生産技術の向上を図りました。



3 農業生産基盤等の管理・整備

(1) 農村環境改善センターの維持管理事業

農村環境改善センターは、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、施設の貸し出しや警備等の管理業務、施設や設備の維持及び修繕業務、施設等の清掃や環境整備に関する業務等を指定管理者が行っています。

区 分	内 容
目 的	農業者等に対し、農業経営及び生活改善並びに健康の増進等に必要な施設を供与し、農村環境の改善を図る。
使用対象者	1. 市内に居住する農業者、地域住民 2. 上記の者により構成される団体、市内公共的団体
使 用 料	無料
使用時間	午前9時～午後10時
休 館 日	月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

施設概要

区 分	内 容					
施 設 名	恩方農村環境改善センター		上川農村環境改善センター			
所 在 地	八王子市下恩方町3247-2		八王子市上川町925-1			
電 話	042-651-8496		042-654-6561			
開 設 年 月	昭和55年6月		昭和59年4月			
敷 地 面 積	1,850㎡		3,040㎡			
構 造	鉄筋コンクリート造2階建		鉄筋コンクリート造平屋建			
施 設 (人数は定員数)	多目的ホール 和室 会議室 展示室	169㎡ 35㎡/30㎡ 35㎡ 65㎡	150人 35/30人 20人	多目的ホール 和室 会議室 第2会議室	352㎡ 20㎡/20㎡ 45㎡ 30㎡	130人 15/15人 30人 20人
指 定 管 理 者	東京都森林組合		上川農村環境改善センター運営委員会			



恩方農村環境改善センター



上川農村環境改善センター

(2) 生産基盤整備事業の実績

生産性向上を図るため土地改良法等に基づき、これまで農道・水路・ほ場（田畑の区画整理）整備や災害復旧事業を実施し、農業生産基盤の充実に努めてきました。

事業名	事業の概要																				
農道整備	昭和40～50年代は国費及び都費を導入し、中山農免道路（農林漁業用揮発油税財源身替農道）・上川農道（団体営土地改良事業）・戸吹農道（都単土地改良事業・農村総合整備モデル事業）を整備しました。 最近では、平成6年度の小作ほ場内道路補修工事（市単土地改良事業）が最後です。																				
水路整備	昭和40年代は用水路整備が中心でしたが、昭和50年代以降は急峻農地の洗掘防止対策を行い、最近では平成7年度の上川水路整備工事が最後となっています。																				
災害復旧	台風等による洪水で、農地・農業用施設に大きな被害をもたらされた場合に、それらの農地・農業用施設を国庫補助制度の適用を受けて復旧するのがこの事業です。 その大きな特徴は、災害原因が特定され、被災農地・施設を原形に復することを目的とする100%近い高率補助事業であるということです。 昭和58年度（高月頭首工災害復旧事業他2件）以降は特に大きな被害をもたらす災害は起きていませんでしたが、平成6年度に局地的な豪雨により被災した鶴舞用水堰災害復旧工事（頭首工）を実施しました。																				
土砂崩壊防止	農地や農業用施設を保全するため、水路の法面などが崩壊しそうな場所について事前に整備するのがこの事業です。昭和40年代後半から50年代前半を中心に、国費導入を図り事業実施してきましたが、昭和60年度上恩方地区（力石水路土砂崩壊防止工事）延長167mの整備を最後に現在に至っています。																				
ほ場整備	昭和50年代に農業振興地域内の優良な農用地の田畑に対し、農村総合整備モデル事業（国費）の一環として3地域、また、昭和62年度から平成2年度にかけて都費を導入し1地域のほ場を整備し、農業生産基盤の充実と農業経営の安定に寄与しています。 （ほ場整備事業の実績）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>完了年度</th> <th>区域</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高月ほ場</td> <td>昭和51</td> <td>高月町</td> <td>面積 5.56ha</td> </tr> <tr> <td>松竹ほ場</td> <td>昭和53</td> <td>下恩方町</td> <td>" 4.33ha</td> </tr> <tr> <td>上川ほ場</td> <td>昭和57</td> <td>上川町</td> <td>" 2.61ha</td> </tr> <tr> <td>高月小作ほ場</td> <td>平成2</td> <td>高月町</td> <td>" 15.78ha</td> </tr> </tbody> </table>	件名	完了年度	区域	事業内容	高月ほ場	昭和51	高月町	面積 5.56ha	松竹ほ場	昭和53	下恩方町	" 4.33ha	上川ほ場	昭和57	上川町	" 2.61ha	高月小作ほ場	平成2	高月町	" 15.78ha
件名	完了年度	区域	事業内容																		
高月ほ場	昭和51	高月町	面積 5.56ha																		
松竹ほ場	昭和53	下恩方町	" 4.33ha																		
上川ほ場	昭和57	上川町	" 2.61ha																		
高月小作ほ場	平成2	高月町	" 15.78ha																		
生産緑地保全整備	市街化区域内で生産緑地地区に指定された農地は、長期営農（30年）が義務付けられています。また、環境問題の高まりで都市における農地が緑地空間として環境保全、公害、災害の防止等で重要視されるようになってきました。 このような背景から、生産緑地地区内においても農振地域と同様に農業が継続できる基盤整備を行う必要が生じ、平成6年度から10年計画で都費を導入し行われるようになった事業です。 （生産緑地保全整備事業の実績）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>完了年度</th> <th>区域</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷野地区</td> <td>平成6</td> <td>谷野町</td> <td>土留工他 L=111.6m</td> </tr> <tr> <td>大谷地区</td> <td>平成7</td> <td>大谷町</td> <td>耕作道整備・排水施設整備</td> </tr> </tbody> </table>	件名	完了年度	区域	事業内容	谷野地区	平成6	谷野町	土留工他 L=111.6m	大谷地区	平成7	大谷町	耕作道整備・排水施設整備								
件名	完了年度	区域	事業内容																		
谷野地区	平成6	谷野町	土留工他 L=111.6m																		
大谷地区	平成7	大谷町	耕作道整備・排水施設整備																		

<p>農村総合 整備モデル</p>	<p>農業の近代化を図り、都市に比べて立ち遅れている農村の生活環境の整備を推進することにより、生産性の高い農業の育成と高福祉農村を建設し、農業及び農村の健全な発展を図るため、農業生産基盤の整備と農業集落の生活環境施設の整備を総合的に実施する趣旨で、昭和50年度から平成元年度まで行われた事業です。</p>																	
	<p>具体的には、</p> <table border="0"> <tr> <td>農道整備</td> <td>14路線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業集落道整備</td> <td>4路線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営農飲雑用水施設整備</td> <td>1カ所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>3カ所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村環境改善センター施設整備</td> <td>2カ所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村公園施設整備</td> <td>2カ所</td> <td>がこれまでの実績です。</td> </tr> </table>	農道整備	14路線		農業集落道整備	4路線		営農飲雑用水施設整備	1カ所		ほ場整備	3カ所		農村環境改善センター施設整備	2カ所		農村公園施設整備	2カ所
農道整備	14路線																	
農業集落道整備	4路線																	
営農飲雑用水施設整備	1カ所																	
ほ場整備	3カ所																	
農村環境改善センター施設整備	2カ所																	
農村公園施設整備	2カ所	がこれまでの実績です。																

(農道・水路整備は平成10年度の組織改正に伴い、新規整備の事業化を除き道路事業部の所管となりました。)

その他の農業関係施策の概要

1 食肉処理場

八王子市食肉処理場については、その事業の広域性により、本市が単独で設置する施設として適当でないとの認識のもと、同処理場を平成16年3月31日をもって廃止し、平成16年4月1日以降は、八王子食肉処理場協同組合が食肉処理場の設置者として、と畜業務を行い、同処理場を管理運営しています。

施設概要

区 分	内 容					
運 営 団 体	八王子食肉処理場協同組合					
所 在 地 電 話	192-0904 八王子市子安町一丁目40番24号 042-646-7455					
衛 生 検 査	八王子市食肉衛生検査所 042-644-0624					
敷 地 面 積	5,250.05㎡					
構 造	--鉄筋コンクリート造平屋建/鉄筋コンクリート造2階建					
施 設	本館 697.08㎡ 事務棟 198.10㎡ その他 217.85㎡					
平成22年度 とさつ数(頭)	牛	馬	子牛	豚	山羊・綿羊	計
	609	25	51	22,143	0	22,828

2 水産業

漁業法に基づく漁業権の設定により、浅川等で水産動植物の保護増殖等内水面漁業の振興を図っています。

区 分	内 容	
団体名	恩方漁業協同組合	多摩川漁業協同組合八王子支部
所在地	八王子市上恩方町1353	八王子市宇津木町841
電話	042-651-0869	042-691-4859
代表者	馬場 俊男	高木 順一
組合員	121名	55名
管理区域	陵北大橋から上流の浅川	長沼橋から上流陵北大橋までの浅川 城山川・湯殿川・谷地川・川口川



南浅川（横川橋から上流）及び川口川（新清水橋から上流）の漁業権の設定はありません。
遊漁区域は内共第5号区域（漁業権設定区域）をいう。

農業委員会の組織と活動

1 沿革

昭和26年3月「農業委員会等に関する法律」の公布施行に伴い、本市でも同法に基づき、同年7月市条例をもって八王子市農業委員会が設置されました。

委員会の変遷

昭和30年4月	隣接6カ村を合併。八王子市全域を3地区に分割し八王子市第一地区農業委員会～八王子市第三地区農業委員会と組織
昭和32年7月	統一され再び八王子市農業委員会となる。
昭和34年4月 昭和39年8月	浅川町、由木村との合併によりその都度地区委員会を設置
昭和40年4月	任期満了に伴う統合を行い八王子市農業委員会を設置

2 委員会の構成

区 分	委 員 数	合 計	
公 選 (選挙委員)	16人	22名	
選 任	1号委員 { 農協選任委員 農業共済選任委員		1人 1人
	2号委員 議会選任委員		4人

会 長 和田 昌明 (平成22年4月13日互選)

会長職務代理者 井上 訓一 (平成22年4月13日互選)

東京都農業会議会議員 和田 昌明 (平成22年4月13日互選)

3 委員会の役割

農業委員会は、農業者の創意と自主的努力によって、農業全般の諸問題解決を目的とした機関であり、「農業委員会等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている行政委員会です。



農業委員会の行う仕事は、必ず

平成22年度農業委員会

行わなければならないものとして、農地法に基づく農地などの利用関係の調整、自作農の創設維持、農業経営基盤強化促進法に基づくもの、土地改良法に基づく農地などの交換分合などがあります。また必要に応じて行うものとして、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進、法人化その他農業経営の合理化、農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査・研究、農業及び農民に関する情報提供、農業に関する意見の公表、行政庁に対する建議や諮問に対する答申などがあります。

4 委員選挙人名簿登載者数

(各年1月1日現在)

年次	世帯数	有権者数		
		男	女	計
19年	1,993	2,319	1,634	3,953
20年	1,883	2,184	1,509	3,693
21年	1,851	2,188	1,481	3,669
22年	1,848	2,118	1,439	3,557
23年	1,751	2,032	1,447	3,479

選挙人名簿に登載される者の資格条件(全てを満たす事)

八王子市内に住所がある者 満20歳以上の者 10a以上の農地につき耕作の業務を営むもの の同居の親族または配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する者

農業委員会の選挙人名簿は、市の選挙管理委員会が有権者からの申請に基づいて1月1日現在により、その選挙資格を調査し調製することになっています。

農業委員会は有権者から提出された申請書について、1月31日までに当該申請書に記載された事項について意見を附して市選挙管理委員会に送付することになっています。

なお、上記記載の数値は市選挙管理委員会確定通知です。

5 委員会の活動

(1) 農地関係

農地の権利移動・転用審査業務

(面積単位: m²)

区分	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農地法第20(18)条	
	所有権移転・賃借権設定		農地の転用		転用に伴う所有権移転等		賃貸借農地の合意解約	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
18年度	18	18,169.26	153	77,473.48	541	233,126.72	8	2,694.00
19年度	13	22,991.41	163	79,638.64	472	161,912.09	4	2,089.00
20年度	15	13,943.00	185	88,290.32	263	90,784.88	8	6,672.00
21年度	13	12,913.24	176	85,713.63	320	107,900.40	5	4,101.00
22年度	14	8,666.00	150	67,534.46	321	127,074.61	5	3,706.00

平成21年12月15日の農地法改正により、賃貸借の合意解約は同法20条から18条に改正されました。

生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の交付状況

年次	件数	筆数	農地面積(m ²)
18年度	20	102	51,006.55
19年度	23	48	27,288.83
20年度	19	95	49,513.03
21年度	24	87	48,279.11
22年度	15	80	30,760.11

(注) 主たる従事者証明とは・・・

生産緑地法では生産緑地の所有者などの農業従事者が、死亡あるいは故障によって農業に従事できなくなったとき、市長に対し買取り申出をすることができます。

このとき、対象地が農地の場合は、死亡あるいは故障した者が主たる従事者であるという農業委員会の証明が必要です。主たる従事者の証明は、毎月下旬に開催する農業委員会総会で審議してから発行します。

生産緑地買取申出状況

年次	申出件数	筆数	地積 (㎡)
18年度	25	95	45,031.00
19年度	23	56	29,464.00
20年度	22	50	29,443.28
21年度	31	81	39,889.32
22年度	18	56	23,347.27

相続税納税猶予適格者証明書交付状況

年次	件数	特例適用対象面積 (㎡)
18年度	21	63,316.81
19年度	9	31,828.94
20年度	16	66,335.68
21年度	16	44,062.56
22年度	16	58,547.76

(注) 制度の概要・・・

相続による農地の細分化の防止と農業の生産性の向上を目的として、昭和50年1月1日から租税特別措置法第70条の6として制度化されたものです。

この制度が適用されるのは、生産緑地地区内か市街化調整区域内で、被相続人が農業の用に供していた農地を、相続税の申告期間内に遺産分割し、被相続人の農業相続人が取得し、申告期限内に農業を開始した場合です。

この制度が適用されると、その農地の相続税は農業投資価格により計算されたものとなり、通常の相続税との差額が猶予されます。

納税猶予3年毎調査

年次	件数	筆数
18年度	60	323
19年度	75	389
20年度	86	475
21年度	84	456
22年度	68	351

納税猶予19年目調査

年次	件数	筆数
18年度	43	287
19年度	29	204
20年度	39	205
21年度	30	155
22年度	19	110

国有農地等管理状況

都の農業経営基盤強化措置特別会計による受託事務として、市内国有農地の見回りを実施し、無断転用・無断貸付等の有無の確認を行い、適正管理に努めました。

(面積単位：㎡)

区分	農 耕 貸 付		未 貸 付		転 用 貸 付		合 計	
	筆数	面 積	筆数	面 積	筆数	面 積	筆数	面 積
18年度	57	26,901.00	39	15,454.41	13	2,520.00	109	44,875.41
19年度	54	26,123.00	50	34,797.00	12	2,131.00	116	63,051.00
20年度	49	23,389.00	49	13,153.00	12	2,130.00	110	38,672.00
21年度	46	20,292.00	50	15,615.00	12	2,130.00	108	38,037.00
22年度	45	20,087.00	48	15,520.00	12	2,130.00	105	37,737.00

国有農地諸手続件数

	手 続 名	件数	内 容
18年度	農地法第83条に基づく報告	3	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	2	買収令書・買収計画書の有無
	国有農地に関する通知	4	農耕・未貸付地の売払い 農耕・未貸付地面積の変更
19年度	農地法第83条に基づく報告	1	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無
	国有農地に関する通知	8	農耕貸付地の合意解約 農耕・未貸付地の売払い 農耕・未貸付地の面積の変更
20年度	農地法第83条に基づく報告	1	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無
	国有農地に関する通知	13	農耕貸付地の合意解約 未貸付地の売払い 農耕・未貸付地の面積の変更 開拓財産の表示変更・所管変更
21年度	農地法第83(50)条に基づく報告	3	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	国有農地に関する通知	5	農耕貸付地の合意解約 未貸付地の売り払い

22年度	農地法第50条に基づく報告	4	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	所管確認調査	0	買収令書・買収計画書の有無、 国有農地の概要
	国有農地に関する通知	4	農耕貸付地の合意解約 未貸付地の売り払い

平成21年12月15日の農地法改正により、同法83条は50条に改正されました。

登記官及び裁判所照会件数

年次	件数	農地面積(m ²)
18年度	53	20,774.61
19年度	51	32,103.12
20年度	47	46,371.27
21年度	36	9,663.58
22年度	38	40,568.23

農地相談件数

年次	相談件数
18年度	2,833
19年度	2,498
20年度	2,068
21年度	4,692
22年度	4,127

(2) 農政関係

建議・意見等

本市農業の振興のため、農業及び農民に関する事項について意見を公表したり、他の行政庁に建議するなどの活動を積極的に行っています。

平成3年8月	生産緑地・農地税制についての要望書
平成3年12月	檜原東部土地区画整理組合土地区画整理事業に関する意見
平成4年1月	八王子都市計画事業打越土地区画整理事業に関する意見
平成4年12月	平成4年度八王子市農業施策に関する建議について
平成5年1月	八王子都市計画事業中野中央土地区画整理事業に関する意見
平成5年9月	平成5年度八王子市農政施策に関する要望について
平成6年1月	八王子都市計画事業宇津木土地区画整理事業に関する意見
平成8年8月	平成8年度八王子市農政施策に関する建議について
平成9年12月	平成9年度八王子市農政施策に関する建議について
平成11年1月	生産緑地の追加指定についての要望書
平成11年10月	平成12年度八王子市農政施策に関する建議について
平成12年11月	平成13年度八王子市農政施策に関する建議について
平成13年3月	檜原西部土地区画整理組合土地区画整理事業に関する意見
平成15年9月	八王子市農政施策に関する建議について
平成18年11月	八王子市農政施策に関する建議について
平成21年10月	八王子市農政施策に関する建議について

農業者年金業務

農業者年金は、農業者に年金等の給付事業を行うことにより、老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としています。

加入要件についても、農業者を幅広く確保する観点から、新制度（平成14年1月施行）では、農業経営者のみならず、農業に従事する者にも加入資格が認められるとともに、農業者からの申出に基づく任意加入制度となりました。

財政方式は、加入者数に左右されにくい安定した年金とするため、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ積み立てておく積立方式です。

新制度における農業者年金事業は、保険料納付済期間を有する加入者が、納付した保険料及びその運用収入の総額を基礎として、原則として65歳（60歳まで繰り上げ受給を選択することもできます。）から農業者老齢年金を支給する事業です。

また、効率的かつ安定的な農業経営を担う認定農業者であって、青色申告者等の一定の要件を満たす者については、加入者からの申出により、通常の保険料の下限額（2万円）を下回る額の特例保険料の納付が認められています。

通常の保険料の下限額と特例保険料の差額については、毎年度、国庫から助成され、経営継承等により農業を営む者でなくなるとともに、一定の要件を満たす者には、この国庫助成の積立額及びその運用収入の総額を基礎として、農業者老齢年金と併せて特例付加年金が支給されます。

年金は終身受給でき、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として、遺族が受け取れます。

農業者年金事業の業務は、独立行政法人農業者年金基金法に基づき、農業者年金制度の実施機関として、独立行政法人農業者年金が創設され、農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金の給付を行う事業や、農業者年金事業に附帯する業務を行っており、その業務の一部を市区町村（農業委員会）及び農業協同組合等に委託しています。

農業者年金への加入資格

農業者年金への加入は、20歳以上60歳未満の国民年金1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事するものであれば、誰でも加入できます。

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で千円単位で自由に保険料が選べます。

(平成23年3月31日現在)

被保険者及び受給者	人数	合計
被保険者	17人	17人
老齢年金受給者	138人	158人
経営移譲年金受給者	20人	

農業委員会だより

年次	部数	発行時期
21年度	各 4,700	年2回(夏号、冬号)
22年度	各 4,500	年2回(夏号、冬号)

17年度までは、市の広報誌への折り込み。18年度からはJA八王子発行の情報誌『あゆみ』への折り込み。

農業委員会総会及び農業委員会各委員会

毎月定例の総会では、農地のままの売買・賃借や、農地以外への転用に係る許認可等について審議を行っています。平成22年度の開催日は以下のとおり。

総会	開催日
臨時会(設立総会)	平成22年 4月13日(火)
第1回	平成22年 4月30日(金)
第2回	平成22年 5月31日(月)
第3回	平成22年 6月30日(水)
第4回	平成22年 7月30日(金)
第5回	平成22年 8月31日(火)
第6回	平成22年 9月29日(水)
第7回	平成22年10月25日(月)
第8回	平成22年11月29日(月)
第9回	平成22年12月27日(月)
第10回	平成23年 1月27日(木)
第11回	平成23年 2月25日(金)
第12回	平成23年 3月31日(木)

農業委員会では、運営協議会、農政委員会・農地委員会・広報委員会を置き、農業委員会の積極的な活動及び円滑なる運営に努めています。

また、農産物直売所担当を新設し、道の駅「八王子滝山」内に併設された直売所「ファーム滝山」の出荷体制や農家との調整等、積極的に携わってきました。

《農政委員会》

農業振興施策の検討及び実施の推進に関すること
 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
 農業相談、経営移譲及び税制に関すること
 その他、農地委員会及び広報委員会に属さない事項

《農地委員会》

農用地利用確保に関すること
 農地の改良、埋立、区画整理事業に関すること
 農地等の利用関係についての争議の防止に関すること（陳情等含む）
 その他、農地事情の改善に関すること

《広報委員会》

農業振興施策の啓発宣伝を行うこと
 農業に関する事項についての啓発及び宣伝に関すること
 農業委員会だよりの編集・発行・配布を行うこと
 その他、啓蒙宣伝・広報に関すること

農業委員活動記録

	20年度	21年度	22年度
総会・全体会議	241	243	274
農業委員会や農業会議の会議・研修	166	165	138
その他の会議等	92	61	43
調査表・資料等の提供・回収	10	12	1
農地の調査・見回り	107	100	102
相談	31	13	10
指導・調整	4	1	1
その他	73	37	47
計	724	632	616

八王子市農業経営者クラブ 年間事業

1. 会議の開催
 - (1)総 会
 - (2)理事会等（年6回）
2. 研修会の実施
 - (1) 宿泊視察研修会 毎年9月下旬
 - (2) 必要に応じて直売所等の視察
3. J A八王子農業祭への参加
4. 農業委員・農業者大会（東京都農業会議等主催）への参加
5. 八王子市・東京都農業経営者クラブ等の事業へ参加協力
 - (1)あさがお市や花と緑のフェスタ等のイベントへ参加
 - (2)講演会や農業者研修会等に参加
 - (3)農業委員会や農業関係団体との意見交換等
6. 道の駅・農産物直売所への参加協力

林業の概況

八王子市内の森林面積は、7,841haで市内面積のおよそ42%を占めています。人工的に植林したヒノキ・スギを人工林と呼び、その他のマツなどの針葉樹ナラ・クヌギなどの広葉樹を「天然林」と呼んで区別をするのが一般的です。

主な林業地域である八王子西部地域では、古くから意欲的な林業経営が営まれてきましたが、近年は木材価格の低迷、林業労働者の不足、作業賃金・資材等の高騰等により林業経営が苦しくなっている現状にあります。



一方、森林には木材を生産するだけでなく、水資源をはぐくみ、二酸化炭素を吸収するなど多くの機能があります。

そこで八王子市は「市有林」の維持管理のほか土地所有者と収益を分収する「市行造林事業」を行っています。

市では主に人工林の育成管理を行います。国土保全・保健休養・観光の面からの森林の公益的機能を考慮し、林業の活性化を東京都森林組合（林業者の出資組合）と共に行っています。

また、林道を維持管理し、林業者の経営意欲を向上させる一方、森林の公益機能とも調和を図りながら地域林業の振興に努めています。

1 市内森林面積の所有形態

民 有 林(ha)				国 有 林(ha)	合 計(ha)
市 有 林	市 行 造 林	他 の 民 有 林	小 計		
90	79	6,489	6,658	1,183	7,841

民有林森林資源表（民有林内訳）

民 有 林 面 積 6,658ha					
人 工 林(ha)		天 然 林(ha)		竹 林・無 立 木 地(ha)	
針 葉 樹	3,925	針 葉 樹	77	竹 林	27
広 葉 樹	46	広 葉 樹	2,461	無 立 木 地	122
合 計	3,971	合 計	2,538	合 計	149

（東京都森林事務所）

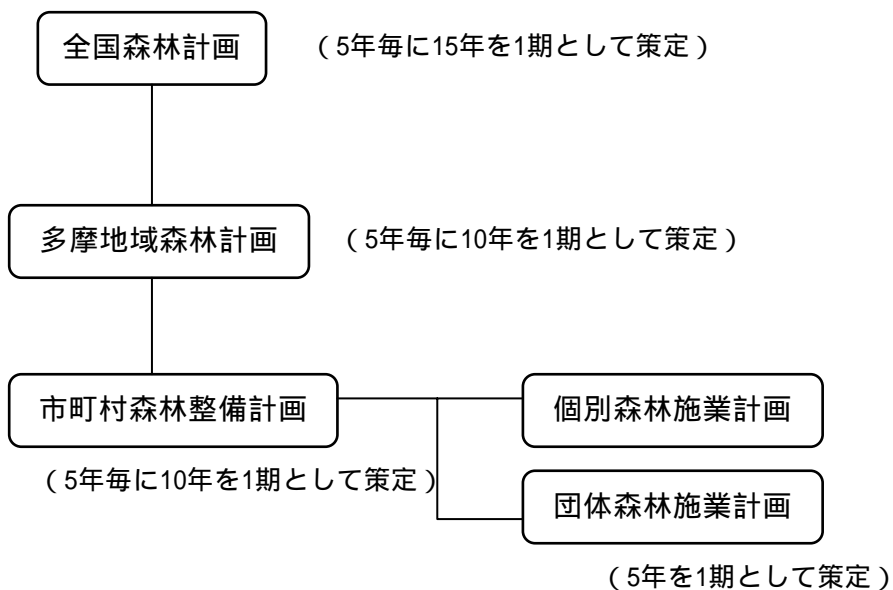
国有林森林資源表(国有林内訳)

国 有 林 面 積 1,183 ha		
人 工 林(ha)	天 然 林(ha)	林 地 以 外 (ha)
942	187	54

（東京都産業労働局）

2 森林整備計画の策定

森林資源に関する基本計画として農林水産大臣が全国森林計画を策定し、それを受けて東京都知事が多摩地域森林計画を策定します。その計画に沿って各種の事業が行われます。



全国森林計画 (計画期間：平成21年 4月 1日から平成36年 3月31日まで)

多摩地域森林計画 (計画期間：平成18年 4月 1日から平成28年 3月31日まで)

市町村森林整備計画 (計画期間：平成18年 4月 1日から平成28年 3月31日まで)

林業施策の概要

各種林業団体と協力し、森林資源の保続培養と森林生産力の増強並びに森林の公益的機能の保持増進を図ることを目的として、森林の施業に対し各種の助成を行いました。

1 民有林の振興

(1) 林道維持管理(市が管理している林道の刈払を実施)

実施年度	路線延長(m)	金額(円)
平成18年度	3,399	493,500
平成19年度	3,405	488,250
平成20年度	7,932	1,144,500
平成21年度	7,953	1,144,500
平成22年度	7,953	1,149,990

(2) 下刈事業補助金(造林した植林地に対し、以降7年間下刈事業費の2/10を助成)

実施年度	下刈面積(ha)	事業費(円)	国・都補助金額(円)	市補助金額(円)
平成18年度	0.35	100,100	40,040	20,020
平成19年度	0.20	60,996	24,398	12,199
平成20年度	0.29	89,726	35,890	17,945
平成21年度	0.09	14,531	5,812	2,906
平成22年度	0.09	14,636	5,854	2,927

(3) 間伐事業補助金(間伐した植林地に対し20,000円/haを助成)

実施年度	間伐面積(ha)	事業費(円)	国・都補助金額(円)	市補助金額(円)
平成18年度	3.53	1,463,680	1,024,575	70,600
平成19年度	25.58	9,695,020	6,786,509	511,600
平成20年度	14.69	5,888,373	4,121,853	293,800
平成21年度	7.75	3,179,444	2,225,607	155,000
平成22年度	2.66	1,009,374	706,560	53,200

(4) 造林事業補助金(造林地に対し事業費の2/10を助成)

実施年度	間伐面積(ha)	事業費(円)	国・都補助金額(円)	市補助金額(円)
平成19年度	0.08	90,504	36,201	18,100

平成20年度から平成22年度まで対象地なし。

(5) その他の民有林振興事業

事業名	事業の概要
東京都治山林道協会会費	東京都治山林道協会の業務目的に賛同し、会員になることにより治山林道事業の発展を支えました。
八王子山火事防止協議会負担金	八王子山火事防止協議会の運営経費を負担し、山火事防止に努めました。

その他、「東京都市町村林野振興対策協議会」・「全国森林環境税創設促進連盟」・「東京の森と木WEBサイト」と協力し、連携をはかりました。

2 森林管理巡視

民有林や林道の管理巡視を東京都森林組合に委託し、森林施業計画の現地確認・山火事防止の見回り（巡視日数144日）等森林管理活動の充実を図りました。

3 森林再生

手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林について、東京都と所有者との協定を受けて間伐を行い、森林の機能の回復を図りました。

実施年度	実施地	実施面積(ha)
平成18年度	裏高尾町1667番地外39筆	53.38
平成19年度	上恩方町2640番地外33筆	46.23
平成20年度	上恩方町4219番地外22筆	21.60
平成21年度	上恩方町4559番地口外35筆	30.13
平成22年度	南浅川町3817番地外39筆	29.90

4 枝打ち

森林再生事業で間伐を行った森林について、強度の枝打ちを行い、花粉の飛散量削減に取り組みました。

実施年度	実施地	実施面積(ha)
平成19年度	裏高尾町1314番地7外22筆	11.61
平成20年度	上川町2820番地外27筆	11.66
平成21年度	下恩方3239番地4外50筆	9.55
平成22年度	裏高尾町1795番地2外66筆	16.08

5 色彩豊かな森事業

小面積の伐採と広葉樹の植栽を行うことで、スギ及びヒノキから発生する花粉の飛散量の削減と針広混交林化の促進を図りました。

実施年度	実施地	実施面積(ha)
平成19年度	裏高尾町1885番地1外4筆	7.60
平成20年度	上恩方町2359番地1外4筆	7.48
平成21年度	裏高尾町1665番地3	1.04
平成22年度	裏高尾町1885番地1	0.93

6 市行造林の管理

土地所有者と収益を分収する条件で民有林に造林を行ってきた市行造林地の保育管理を実施し、樹木の生育を図りました。(造林地数51箇所 面積79.19ha)

実施年度	下刈(ha)	枝打(ha)	間伐(ha)	合計(ha)
平成18年度	2.00	5.87	14.87	22.74
平成19年度	1.12	5.35	13.29	19.76
平成20年度		5.45	14.65	20.10
平成21年度		3.49	10.59	14.08
平成22年度		1.78	7.08	8.86

年度別契約状況

年度	造林地名	所在地	面積(ha)	年度	造林地名	所在地	面積(ha)	
49	杉の沢	裏高尾町	2.24	53	今熊	上川町	0.96	
"	寺の谷戸	"	2.16	"	キョウ沢	小津町	1.72	
"	日陰沢1	"	2.44	"	向ヶ谷戸	裏高尾町	1.42	
"	山の神	南浅川町	1.35	54	川井野	上恩方町	1.25	
"	糺谷	上川町	2.30	"	白山	甘里町	1.55	
50	矢倉	裏高尾町	1.20	55	南沢	上恩方町	0.74	
"	日陰沢2	"	0.33	"	南土代第二	"	0.64	
"	大志原	"	1.90	56	小仏	裏高尾町	2.65	
"	中沢	南浅川町	0.89	58	戸沢	上川町	1.74	
"	柿の木沢	"	1.37	59	城山	裏高尾町	2.83	
"	入沢	"	3.83	61	水無沢	"	0.50	
50	小屋場	"	1.26	61	ヤゴ沢	裏高尾町	1.56	
"	陣馬	上恩方町	1.75	63	くら骨沢	上恩方町	1.09	
51	キノコ沢	南浅川町	1.21	元	桜久保	"	1.30	
"	又タバ	"	0.68	"	向う山	小津町	1.02	
"	竹の沢	上恩方町	2.09	2	ピロウ沢	上恩方町	1.96	
"	南土代第一	"	1.12	"	桐沢	"	1.60	
"	二本杉	美山町	3.21	3	醍醐	"	1.45	
"	片井戸	川口町	1.66	"	白山第二	甘里町	1.35	
"	春日	"	0.56	5	桐沢第二	上恩方町	1.43	
52	込縄第一	南浅川町	1.41	6	大柵沢	小津町	1.78	
"	込縄第二	"	0.23	7	船橋	上恩方町	0.85	
"	仲井	美山町	1.51	8	合の沢	小津町	1.59	
"	板当第一	上恩方町	4.29	9	橋本	上恩方町	1.33	
53	板当第二	"	1.89	12	スギナクボ	"	0.88	
				13	オバザカ	小津町	1.12	
合				計			51カ所	79.19

寺の谷戸(1.44,0.72) 糺谷(1.43,0.55,0.32)大柵沢(0.64,0.98,0.16)
ピロウ沢0.03ha、桐沢0.07ha崩落地あり。

7 市有林の管理

市有林の施業管理を実施し、作業道及び遊歩道の整備を行いました。

所在及び面積

町名	字名	面積(ha)	備考
南浅川	大平	38.19	財政調整基金
裏高尾	小仏	21.73	"
裏高尾	景信	10.77	"
裏高尾	小下沢	5.19	"
上恩方	上案下	7.04	"
裏高尾	小仏	7.18	"
計		90.10	

その他 上恩方町に醍醐市有林あり。作業面積7.48ha。農林課行政財産のため森林面積所有形態では他の民有林に含まれる。

8 林道・作業道整備の実績

市はこれまで、森林施業の合理化・林産物の搬出等のために林道等整備に努めてきました。

市管理林道・作業道

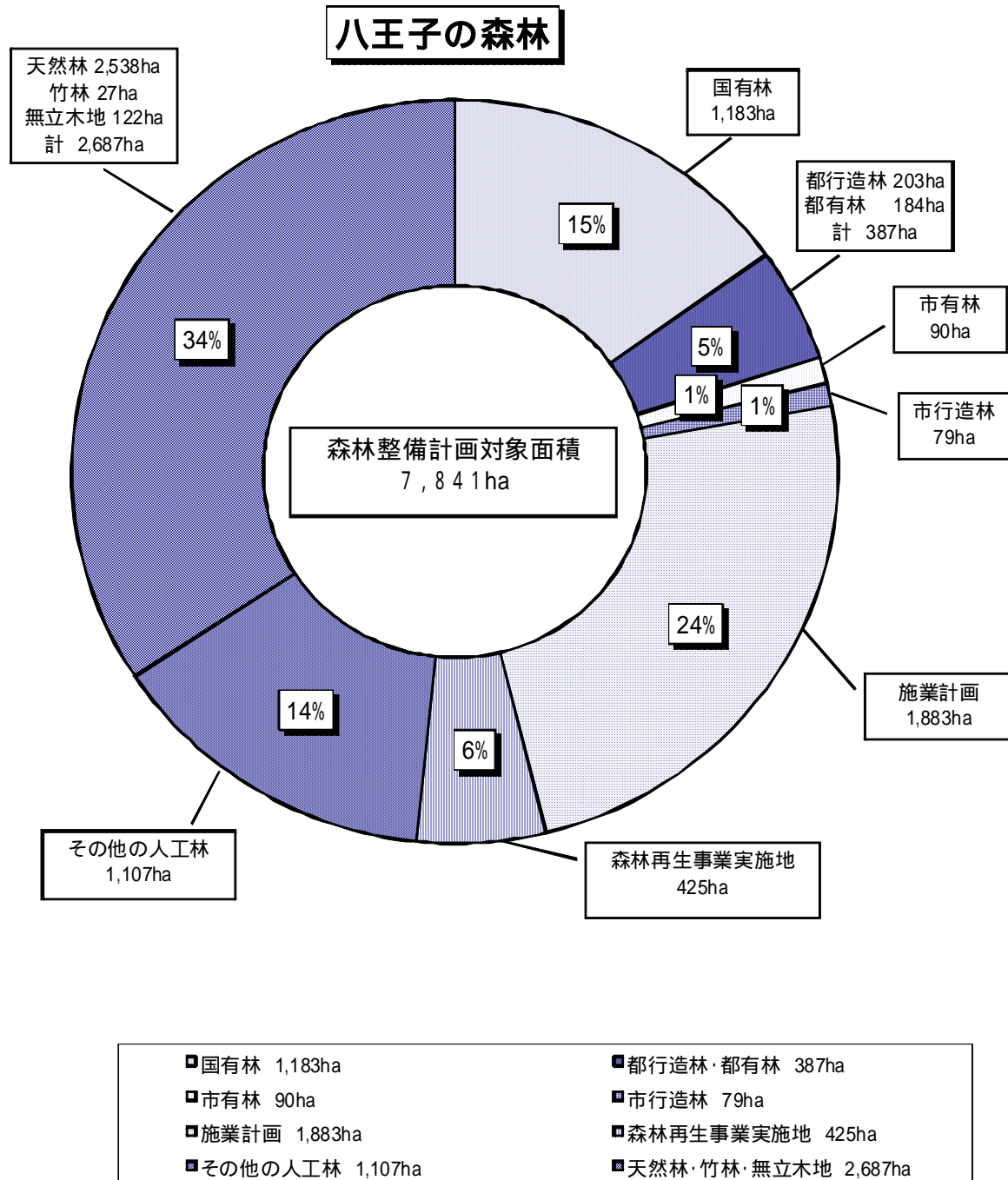
	名称	所在地	幅員(m)	延長(m)	備考
1	茗荷沢林道	上恩方町	3.6	304	昭和45年度
2	今熊林道	上川町	3.6	645	昭和45年度
3	西沢林道	小津町	3.6	514	昭和45年度
4	羽生入林道	上川町	3.6	663	昭和46年度
5	檜沢林道	小津町	3.6	314	昭和47年度
6	七ツ久保林道	上恩方町	3.6	261	昭和48年度
7	南土代沢林道	上恩方町	3.6	150	昭和49年度
8	明王林道	上恩方町	3.6	1,013	昭和34年度 (昭和52年3月)
9	大たな沢林道	小津町	3.0	156	昭和52年度
10	二の沢林道	小津町	4.0	331	昭和54年度
11	中沢林道	南浅川町	3.6	894	昭和30年度 (昭和56年3月)
12	三の沢林道	高月町	2.7	237	昭和58年度
13	大沢林道	小津町	3.3	335	昭和59年度
14	明王(のの沢)林道	上恩方町	3.0	251	平成2年度
15	小津林道	小津町	3.6	1,514	昭和22年度 (平成4年5月)
林道延長計				7,582	
16	中の沢作業道	上恩方町	2.7	371	昭和62年度
17	ヤゴ沢作業道	裏高尾町	2.0	439	
18	逆沢作業道	裏高尾町	2.0	899	
19	萩原作業道	南浅川町	1.0	384	
作業道延長計				2,093	

()内年月は東京都からの移管年月

9 特殊林産の振興

八王子市内の椎茸の生産者に対し、東京都椎茸生産組合連合会、JA八王子と協力して地元椎茸の普及拡大を図りました。

10 八王子の森林（H23.3.31現在）



農林業関係機関及び団体（23年7月12日現在）

1 八王子市農業協同組合

(1) 23年度事業計画

ＪＡ八王子は、第29回ＪＡ東京大会で決議された大転換期における新たな協同の創造の第2年目であり、22年度に実践した事項の検証をおこなうとともに、「消費者との連携による農業の復権（食料・農業）」「ＪＡの総合性発揮による地域の再生（暮らし・地域）」「協同を支えるＪＡ経営の改革（組織・経営）」の3か年計画達成に向けた取り組みを実践し、組合員をはじめ利用者をはじめ、利用者のニーズに応えるため、ＪＡ八王子のキャッチフレーズである「地域に一生懸命」の実現に向け役職員一丸となった事業運営に取り組んで参ります。

一方、経営管理につきましては、引き続きＪＡとしての社会的責任と公共的使命を認識し、コンプライアンス（法令順守）の徹底、不祥事の未然防止への取り組みの徹底、リスク管理体制の強化等内部統制整備に向けた取り組み方針を基本に透明性の高い経営と健全性確保のための自己資本の充実に努めて参ります。

(2) 設立年度 昭和61年4月（市内6農協合併）

(3) 組合員数（23年3月31日現在）

【正】3,794名 【准】7,522名 【合計】11,316名

(4) 財 務（23年3月31日現在）

【預 金】 100,869,238千円

【貸出金】 67,262,409千円

【貯 金】 165,277,529千円

【出資金】 851,184千円

(5) 店舗・直売所等一覧表

本・支店名	所 在 地	電 話
本 店	八王子市梶田町585-8	666-6511
大和田支店	〃 大和田町5-15-3	642-8171
元八王子支店	〃 式分方町785	625-1235
片倉支店	〃 片倉町444-1	635-5051
横山支店	〃 梶田町585-8	661-1340
川口支店	〃 川口町908	654-4055
榎原支店	〃 榎原町384-5	626-2860
恩美支店	〃 西寺方町508-1	651-2711
加住支店	〃 加住町1-260	691-1165
浅川支店	〃 高尾町1573	664-1111
由木支店	〃 下柚木435	676-8221
大塚支店	〃 東中野8-1	674-9911
経済センター	〃 大和田町5-15-3	642-3885
ふれあい市場	〃 大和田町5-15-3	642-3885
経済センター梶田	〃 梶田町251-1	661-1643
ガス保安センター	〃 梶田町251-1	665-3441
経済センター川口	〃 川口町908	654-2411
園芸センター	〃 犬目町478-2	626-0431
デイサービスセンター菫の里	〃 下恩方町3452	650-5222
夕やけ小やけふれあいの里直売所	〃 上恩方町2030	652-4184

2 東京都農業振興事務所南多摩農業改良普及センター

(1) 所在地 〒192-0364 八王子市南大沢2-2 パオレビル6階

(2) 電話 042(674)5971 FAX 042(674)5985

(3) 代表者 所長 岩崎 康夫

(4) 管轄区域 八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市

(5) 23年度普及指導計画

- 環境保全型農業技術による野菜生産
- 農産物の地域内流通拡大
- 農業を担う人材の確保・育成
- 持続性の高い畜産経営の確立
- 認定農業者に対する支援強化
- 施設野菜の栽培技術確立と安定生産
- ナシ栽培における環境保全型農業の推進
- 持続性の高い農業生産方式の導入と共同直売所の活性化

3 農業関係団体

(順不同)

団体名	所在地	電話	代表者
東京都産業労働局 農林水産部農業振興課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	(03)5320-4831	内田 敏夫
東京都農業振興事務所	〒190-0022 立川市錦町3-12-11	(042)548-4861	武田 直克
東京都農業会議	〒151-0053 渋谷区代々木2-10-12 JA東京南新宿ビル	(03)3370-7145	波多野重雄
東京都家畜保健衛生所	〒190-0013 立川市富士見町3-19-4	(042)524-8001	塩谷 勝
(公財)東京都農林水産 振興財団	〒190-0013 立川市富士見町3-8-1	(042)528-0505	松本 義憲
東京都農林総合研究センター (旧東京都農業試験場)	〒190-0013 立川市富士見町3-8-1	(042)528-0505	保科 次雄
青梅畜産センター (旧東京都畜産試験場)	〒198-0024 青梅市新町6-7-1	(0428)31-2171	坂田 雅史
東京都農業共済組合	〒184-0004 小金井市本町6-9-35	(042)381-7111	小林 辰男
東京都農業信用基金協会	〒190-0022 立川市錦町2-6-2 ステラNKビル6階	(042)528-1362	若林 政夫
東京都土地改良事業 団体連合会	〒190-0022 立川市錦町3-12-11	(042)548-0371	会長職務代理 臼井 孝
東京都農業用水水利協議会	〒190-0022 立川市錦町3-12-11 東京都土地改良事業団体連合会内	(042)548-0371	原嶋 弘

東京都酪農業協同組合	〒190-1221 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎99	(042)557-0054	平野 正延
南多摩地区農業委員会協議会	〒194-0022 町田市森野1-33-10 町田市農業委員会事務局内	(042)724-2169	吉川 庄衛
南多摩農業改良普及 事業協議会	〒193-0942 八王子市櫛田町585-8 八王子市農業協同組合内	(042)666-6511	立川 正晴
八王子市農業経営者クラブ	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1	(042)620-7402	小坂 芳衛
上川農村環境改善 センター運営委員会	〒192-0151 八王子市上川町925-1	(042)654-6561	白崎 順
上川じゃがいも生産組合	〒192-0151 八王子市上川町1681	(042)654-3808	瀬沼 一次
恩方ブルーベリーの里組合	〒192-0156 八王子市上恩方町1543	(042)651-4071	中村 貞夫
高月営農集団	〒192-0002 八王子市高月町1086	(042)691-1081	石川 茂春
JA八王子共販出荷組合 連絡協議会	〒192-0907 八王子市長沼町201-3	(042)635-7844	菱山富美男
中野地区ほうれんそう共販出荷組合	〒192-0042 八王子市中野山王2-31-1	(042)623-5037	原島 勝三
なす出荷組合	〒192-0016 八王子市谷野町646	(042)691-1280	宮城 博保
八王子大根出荷組合	〒193-0934 八王子市小比企町2706	(042)635-6096	中西 一弘
トマト出荷組合	〒192-0025 八王子市尾崎町44	(042)691-1197	門倉 義則
とうもろこし出荷組合	〒192-0907 八王子市長沼町500	(042)635-9602	水越 政次
南地区ほうれんそう出荷組合	〒193-0934 八王子市小比企町2719	(042)635-3537	中西 真一
かぶ出荷組合	〒193-0934 八王子市小比企町2706	(042)635-6096	中西 一弘
八王子りんせす マーケット	〒192-0372 八王子市下柚木2-18-9	(042)675-8866	勝澤 朝子

4 林業関係団体

(順不同)

団 体 名	所 在 地	電 話	代 表 者
関東森林管理局東京事務所	〒135-0016 江東区東陽6-1-42	(03)3699-2512	木下 喜博
関東森林管理局東京分局 高尾森林センター	〒193-0844 八王子市高尾町2438-1	(042)663-6689	田中 昌之
関東森林管理局東京分局 東京神奈川森林管理署	〒254-0046 平塚市立野町38-2	(0463)32-2867	安孫子 浩
関東森林管理局東京分局 東京神奈川森林管理署 高尾森林事務所	〒193-0843 八王子市甘里町35-1	(042)661-0031	関 清孝
独立行政法人 森林総合研究所 多摩森林科学園	〒193-0843 八王子市甘里町1833-81	(042)661-0200	赤間 亮夫
東京都森林事務所 浅川林務出張所	〒192-0046 八王子市明神町3-19-2	(042)644-1111	桜井 行雄
東京都森林事務所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	(0428)22-4183	岡田 義之
東京都環境局 多摩環境事務所	〒190-0022 立川市錦町4-6-3	(042)523-3171	村田 政則
東京都市町村 林野振興対策協議会	〒183-0052 府中市新町2-77-1 自治会館内	(042)384-8041	河村 文夫
東京都森林審議会	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	(03)5320-4860	石原 慎太郎
東京都森林組合連合会	〒190-0181 西多摩郡日の出町大久野7852	(042)597-2881	小峰 幸憲
東京都治山林道協会	〒190-0181 西多摩郡日の出町大久野7852	(042)588-7260	河村 文夫
東京都椎茸生産組合連合会	〒190-0181 西多摩郡日の出町大久野7852	(042)588-7260	小山 勲
多摩木材センター協同組合	〒190-0181 西多摩郡日の出町大久野7689	(042)597-3911	小澤 順一郎
東京都森林組合	〒190-0182 西多摩郡日の出町平井2759	(042)588-7963	小峰 幸憲
八王子山火事防止協議会	〒192-0062 八王子市大横町1-4 八王子消防署内	(042)625-0119	浦邊 博
(社)八王子青年会議所	〒192-0062 八王子市大横町11-1 八王子商工会議所内	(042)623-6311	平井 康晴

5 農業用水管理代表者

農林課で把握している農業用水管理者（水利使用者）は下表のとおりです。

（平成23年4月1日現在）

河川名	用水名	代表者名	住所
岩入川	橋下用水	加藤 和一	中山
〃	柳田用水	佐藤 五六	中山
浅川	大柳用水	平野 房雄	上巻分方町
〃	神戸用水	坂本 文男	大楽寺町
〃	黒沼田用水	橋本 義一	上恩方町
〃	宮の下用水	八王子市長	元本郷町
湯殿川	長沼用水	菱山 修治	長沼町
〃	坂下用水	小坂 志朗	小比企町
〃	釜土用水	小杉 正寿	小比企町
案内川	坊ヶ谷戸用水	黒川 信男	高尾町
〃	梅の木平第二用水	栗原 彦治	南浅川町
谷地川	梅坪用水	谷津 一二	梅坪町
〃	八幡宿用水	田中 智恵子	丹木町
〃	鶴舞用水	荻島 一	宮下町
秋川	高月用水	澤井 和男	高月町